

練馬区告示第 **548** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月20日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月20日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
33-274	練馬区	西大泉 五 丁目 1149 番 28 地先	変更前	3.37 から 4.38	19.10	—
	練馬区	西大泉 五 丁目 1149 番 3 地先 まで	変更後	5.01 から 6.02	19.10	31.28

特別区道路線区域変更図

西大泉 五丁目 地内

縮 尺 600分の1

- 特別区道
- 区域変更による道路

